

# 平成 30 年度（2018 年度）東北大学大学院法学研究科 博士課程前期 2 年の課程（10 月入学）学生募集要項 （ JDS 特別選抜 ）

東北大学大学院法学研究科・法政理論研究専攻（研究大学院）は、法学・政治学のあらゆる分野にわたる学術研究を担う部門であり、2つの専門職大学院（法科大学院及び公共政策大学院）を含む3つの大学院で構成される東北大学法学研究科全体の中では、「知的先端拠点」と位置づけられるものです。

東北大学大学院法学研究科では、教育研究に従事するにあたっての基本理念として伝統的に「研究第一」を掲げてきましたが、不断に高度化し複雑化する現代社会では、日々新たにさまざまな法的・政治的問題が生じており、「研究」の意義と役割もまた絶えず変化しています。研究大学院の目的は、現代社会の諸問題に対し、理論的観点からの研究を行うこと、さらにその成果を踏まえて、理論的研究と法律実務・政策実務との接点に位置する法科大学院及び公共政策大学院に、新たな知見を提供することにあります。

以上のような目的に照らして、法政理論研究専攻（研究大学院）の博士課程前期2年の課程では、次のような人々の入学を期待しています。

- 法学・政治学に関する基礎知識を有し、さらに高度な課題に対する専門的関心を持って先端的な学問の修得を志す人
- 法学・政治学に関する幅広い識見を基礎としながら、各専門分野において国際的に活躍する学術研究者を志す人
- 研究生活を通じて培った学問的洞察力を、より良き社会の実現のために活用する実務家を志す人

この特別選抜入試は、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）の実施する「人材育成奨学計画（以下、「JDS」という。）」との連携の下に、将来政府の中枢を担うことが期待される優秀な開発途上国の若手行政官等に、門戸を開くために設けられた入試制度です。本研究科において優れた研究を実施することで、帰国後は法学・政治学に関する専門知識を有する人材として活躍することを期待しています。

## 1. 専攻及び募集人員

法政理論研究専攻

一般選抜（4月入学）・特別選抜（4月入学・10月入学）・JDS特別選抜（10月入学） 合わせて10名

## 2. 出願資格

博士課程前期2年の課程の入学試験（JDS特別選抜）に出願できるのは、JICAが実施するJDSの選考において東北大学大学院法学研究科への留学候補生として決定された者のうち、次のいずれかの該当者又は平成30年9月までの該当見込み者です。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号参照）
- (9) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (10) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (11) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成30年9月末までに22歳に達するもの

備考1. 出願資格(9)は、本年度は適用しません。

備考2. 出願資格(6)、(10)又は(11)により出願しようとする者は、事前に入学資格の審査を行いますので、本大学院で指導を受けようとする教員に相談の上、平成30年4月2日（月）までに法学研究科教務係に申し出てください。

### 3. 出願手続

出願者は、次により法学研究科教務係において手続をしてください。

受付時間は、8:45～12:45 及び 13:45～16:45 とします。

なお、郵送の場合も受付期間内に必着とします。

#### (1) 受付期間

平成30年4月16日（月）から4月20日（金）まで

#### (2) 提出書類等

出願者は、次の書類をとりまとめ、法学研究科教務係へ提出してください。

出願書類の様式は東北大学大学院法学研究科ウェブサイトからダウンロードしてください。

(<http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/admission/application/>)

ダウンロードがうまくいかない場合は、法学研究科までご連絡ください。

提出書類		摘要
①	入学願書及び履歴書	本研究科所定用紙
②	受験票及び写真票	本研究科所定用紙
③	J D S 出 願 書 類	JDS への出願のために提出した①～⑧の書類 (写し) ① Application Form (AF) ② University Certificate/Diploma ③ Academic Transcripts ④ Reference Letter ⑤ Valid Official Certificate of IELTS or TOEFL ⑥ Personal Identification Document ⑦ Official Nomination Letter ⑧ Proof of Employment History
④	検定料 30,000 円	郵送の場合は郵便局で発行する普通為替証書とし、指定受取人欄には記入しないでください。
⑤	受験票送付用封筒 (長 3)	受験票の送付先住所、宛名及び郵便番号を記入し、362 円分の切手を貼ったもの
⑥	選考結果通知用宛名ラベル	選考結果の送付先住所、宛名及び郵便番号を記入したもの

#### 4. 選考方法

選考は、書類審査 (JDSの書類審査) と口述試験 (JDSの専門試験) により、その結果を総合して最終合格者を決定します。

#### 5. 最終合格者発表

平成30年5月18日 (金)

午前11時 (予定) に東北大学大学院法学研究科ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/>) に掲載します。なお、同日中に受験者全員に選考結果を発送します。

#### 6. 入学手続

入学時に必要な手続書類等は、別途案内します。

##### (1) 入学手続期間

平成30年9月19日 (水) から20日 (木) まで (予定)

入学料がこの期間に納付されない場合は、入学辞退者となります。

注：入学手続期間が変更になった場合は、変更後の入学手続期間が決定次第、法学研究科教務係から受験者全員へ通知します。

##### (2) 入学料

入学料 282,000 円 (予定額)

[納付金額は予定額であり、納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。]

#### 7. 授業料

後期分：267,900 円 (年額 535,800 円) (予定額)

[納付金額は予定額であり、納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。]

## 8. その他

- (1) 出願書類等を郵送する場合には、書留郵便としてください。
- (2) 出願手続後の書類記載事項の変更, 出願の取り下げは認めません。
- (3) 出願のため提出した書類及び検定料は返却しません。
- (4) 合否の問い合わせには、一切応じません。
- (5) 個人情報の取扱いについて
  - ① 本研究科が保有する個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令, 及び「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」に基づいて厳密に取り扱い, その保護に万全を期しています。
  - ② 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は, 入学者の選抜, 入学手続, 追跡調査, 入学後の学生支援関係 (奨学・授業料免除及び健康管理等) 及び修学指導等の教育的目的並びに授業料徴収等の目的のみに利用します。

平成 30 年 2 月

郵便番号 980-8576  
仙台市青葉区川内 27-1  
東北大学大学院法学研究科  
電話 (022) 795-6176  
<http://www.law.tohoku.ac.jp/>